仕　様　書

１　件名

市立保育所こども園調理室グリストラップ清掃、汚泥収集運搬及び処分業務

２　対象施設及びグリストラップ容量

市立保育所、認定こども園　計１５園　（別紙１「対象施設一覧」のとおり）

※　甲から提示するもの … 敷地配置図、グリストラップ詳細図（存在する場合）

３　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　業務内容

対象施設において各１回、次の業務を実施する。

（１）グリストラップ清掃

グリストラップ槽内の汚泥等を剥離除去し、洗浄すること。

（２）排水管清掃

調理室からグリストラップまで接続している排水管を高圧洗浄すること。

（３）産業廃棄物（汚泥）の収集・運搬

上記（１）及び（２）の清掃により生じた産業廃棄物（汚泥）を収集し、処分場に運搬すること。

なお、本業務にて対象施設から収集した産業廃棄物と、本業務以外の排出者から収集した産業廃棄物をあわせて収集・運搬することがないようにすること。

（４）産業廃棄物（汚泥）の処分

対象施設から収集した産業廃棄物（汚泥）を、処分場にて適正処分すること。

５　産業廃棄物（汚泥）の明細

1	産業廃棄物の発生工程	対象施設の調理室における調理・洗浄作業に伴う排水汚泥(有機性汚泥)
2	産業廃棄物の性状及び荷姿	形状（液状、泥状）臭い（有）色（茶）
3	腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	グリストラップ回収物のため、腐敗する可能性あり
4	混合等により生ずる支障	他の廃棄物との混合禁止
5	日本工業規格Ｃ０９５０号に規定する含有マークが付された廃製品	無
6	石綿含有産業廃棄物が含まれるもの	無
7	その他取扱いの注意事項	手袋、マスク、保護メガネ等着用

6　産業廃棄物（汚泥）の予定数量

１１，５８０ｋｇ程度　（１５園分）

※　あくまでも予定数量であり、委託数量を保証するものではありません。

7　一般事項

（１）産業廃棄物（汚泥）の収集、運搬及び処分は、産業廃棄物マニフェストにより処理し、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「その他関係法令」を遵守のうえ実施すること。

（２）清掃作業の実施日時については、各施設管理者（保育所長・こども園長）と事前に協議の上、調理室の使用等の施設の運営に支障をきたさないよう配慮し、決定すること。

また、実施日時が決まり次第、速やかに日程表を作成し、子育て支援課に事前提出すること。

（３）清掃作業の実施に際しては、各施設管理者と協議し、必要に応じ安全対策を講じること。清掃作業中の事故発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに必要な処置を講じた上で、状況及び処置内容を施設管理者及び子育て支援課に報告すること。

（４）各施設での清掃作業が完了したときは、各施設管理者から別紙２（作業確認表）に押印又は記名を受けること。

（５）業務完了後に、以下①から③の書類を添えて完成報告書を速やかに提出すること。

①　清掃作業前、作業中、作業後を写した写真

②　マニフェスト票（Ａ・Ｂ２・Ｄ・Ｅ票）

③　仕様書別紙２（作業確認表）

その他、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者協議の上定めるものとする。

8　疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

対象施設一覧（市立保育所こども園調理室グリストラップ清掃、汚泥収集運搬及び処分業務）

		施設名称	所在地	電話番号	ｸﾞﾘｽﾄﾗｯﾌﾟ容量（ℓ）	
保育所	①	宮前保育所	北中島１－２－６	422-6622	3.0×0.8×0.65=1.56㎥ **1600**	図面容量
	②	砂山保育所	砂山南２－１－４	423-3833	2.0×1.0×0.75=1.5㎥ **1500**	図面容量
	③	楠見保育所	楠見中１０５	455-1728	2.0×1.0×0.75=1.5 **1500**	図面容量
	④	小倉保育所	新庄５６	477-0310	2.7×0.8×0.6=1.3 **1300**	図面容量
	⑤	西脇保育所	西庄１０１６	455-3916	2.0×0.8×0.6＝0.96 **1000**	実測容量
	⑥	川永保育所	楠本２８４－１	461-3504	0.8×0.4×0.5=0.16 **160**	図面容量
	⑦	安原保育所	本渡３９６－４	479-0257	0.65×0.4×0.45＝0.12 **120**	実測容量
	⑧	宮北保育所	黒田３５４－１	471-1237	2.7×0.8×0.6=1.3 **1300**	図面容量
	⑨	宮保育所	太田４－５－２０	472-2523	0.6×0.9×0.5＝0.27 **270**	図面容量
	⑩	西和佐保育所	岩橋１３１７－４	472-7637	0.9×0.6×0.35=0.19 **190**	図面容量
	⑪	杭ノ瀬保育所	杭ノ瀬１９－８	472-7638	**80**	図面容量
	⑫	鳴神保育所	鳴神６９５	473-2595	3.0×0.8×0.6=1.44 **1500**	図面容量
	⑬	栄谷保育所	栄谷４２８－３	453-0807	2.0×0.8×0.55＝0.88 **900**	実測容量
こども園	⑭	芦原こども園	雄松町５－４－１	488-3626	**60**	図面容量
	⑮	本町こども園	北桶屋町７	488-5220	**100**	図面容量
					ｸﾞﾘｽﾄﾗｯﾌﾟ容量 合計（15園）… **11,580**	

作業確認表（市立保育所こども園調理室グリストラップ清掃、汚泥収集運搬及び処分業務）

		施設名称	所在地	電話番号	作業実施日	確認欄 （押印又は記名）
保育所	①	宮前保育所	北中島１－２－６	422-6622	令和　　年　　月　　日	
	②	砂山保育所	砂山南２－１－４	423-3833	令和　　年　　月　　日	
	③	楠見保育所	楠見中１０５	455-1728	令和　　年　　月　　日	
	④	小倉保育所	新庄５６	477-0310	令和　　年　　月　　日	
	⑤	西脇保育所	西庄１０１６	455-3916	令和　　年　　月　　日	
	⑥	川永保育所	楠本２８４－１	461-3504	令和　　年　　月　　日	
	⑦	安原保育所	本渡３９６－４	479-0257	令和　　年　　月　　日	
	⑧	宮北保育所	黒田３５４－１	471-1237	令和　　年　　月　　日	
	⑨	宮保育所	太田４－５－２０	472-2523	令和　　年　　月　　日	
	⑩	西和佐保育所	岩橋１３１７－４	472-7637	令和　　年　　月　　日	
	⑪	杭ノ瀬保育所	杭ノ瀬１９－８	472-7638	令和　　年　　月　　日	
	⑫	鳴神保育所	鳴神６９５	473-2595	令和　　年　　月　　日	
	⑬	栄谷保育所	栄谷４２８－３	453-0807	令和　　年　　月　　日	
こども園	⑭	芦原こども園	雄松町５－４－１	488-3626	令和　　年　　月　　日	
	⑮	本町こども園	北桶屋町７	488-5220	令和　　年　　月　　日	

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、市立保育所こども園調理室グリストラップ清掃、汚泥収集運搬及び処分業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（法の遵守）

第１条　甲及び乙は、委託業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守しなければならない。

（契約期間）

第２条　契約期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（委託金）

第３条　委託金の額は、　　円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（委託業務）

第４条　甲は、仕様書別紙１に記載する和歌山市立保育所及びこども園における、グリストラップ・排水管の清掃、汚泥の収集運搬及び処分業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

３　乙の事業範囲は次のとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、甲又は和歌山県が交付する産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証（以下「許可証」という。）の写しを甲に提出し、この契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、この契約書に添付する。

（１）産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：　許可証のとおり
事業範囲：　許可証のとおり
許可の条件：　許可証のとおり
許可番号：　第　　号

（２）産業廃棄物の処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：　許可証のとおり
事業範囲：　許可証のとおり
許可の条件：　許可証のとおり
許可番号：　第　　号

４　甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類　：　汚泥（有機性汚泥）
予定数量　：　仕様書別紙１のとおり

５　乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称　：
所在地　：
処分の方法　：
施設の処理能力　：

６　乙は、甲から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおり行う。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分の方法	施設の処理能力
第　　号				

７　乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第５条　甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

（１）産業廃棄物の発生工程

（２）産業廃棄物の性状及び荷姿

（３）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

（４）混合等により生ずる支障

（５）日本工業規格Ｃ０９５０号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

（６）石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

（７）その他取扱いの注意事項

２　甲は、契約期間中、適正な処理、事故防止及び処理費用等の観点から、前項各号で提供した情報に変更があった場合は、乙に対し遅滞なく書面をもって変更後の程度の情報を通知しなければならない。この場合において、情報の提供を要する変更の範囲については、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

３　甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（権利義務等の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（委託業務の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更）

第９条　甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第１０条　委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

２　甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第１１条　乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額

は、甲が定める。
２　前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
３　前項の賠償額は、甲が乙に対し、委託金額の１００分の１０の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
（確認）
第１２条　乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。
２　乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。
（委託金の支払）
第１３条　乙は、履行すべき委託業務のすべてについて前条による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から３０日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
３　乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
４　委託金の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
（秘密の保持等）
第１４条　乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。
２　乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を洩らさないように指導しなければならない。
３　乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
（甲の解除権）
第１５条　甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
（１）その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
３　前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の１００分の１０に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
４　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。
第１６条　甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。
２　第９条第２項及び前条第４項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
（暴力団排除に係る解除）

第１７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第１８条　乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第１９条　乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）第９条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第９条第１項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の１０分の５を超えたとき。

２　第９条第２項及び第１５条第４項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第２０条　甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足があるときは乙に追徴する。

（管轄裁判所）

第２１条　この契約に関し、甲と乙の間で訴訟等の生じたときは、和歌山市を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（協議）

第２２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市長　尾　﨑　太　郎

乙